

平成 16 年 2 月 2 日

株主の皆さまへ

岐阜県瑞穂市牛牧 7 5 8 番地
岐 セ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 森本孝敏

**当社「株券」の上場廃止並びに
証券保管振替機構での取扱停止等に関するお知らせ**

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社の株券は平成 15 年 4 月 1 日以降における毎月の平均株価と終値が名古屋証券取引所上場廃止基準を上回ることなく平成 16 年 1 月 30 日の最終取引を終えましたので上場廃止基準第 2 条第 4 号に抵触し、上場廃止が決定いたしましたのでお知らせ申し上げます。

この間、当社といたしましては事業改善計画書を名古屋証券取引所に提出し、上場廃止基準期間の延長を図るとともに業績向上に努め、経常利益も着実に確保できる体制を構築いたして参りました。しかしながら株価の低迷は避けられずこのような結果になり、株主の皆さまに対しては、まことに申しわけなく存じております。

株券の取引に関しましては、平成 16 年 1 月 31 日から「整理ポスト」に割り当てとなり、平成 16 年 3 月 1 日付けで当社の株券は上場廃止になります。整理ポストでの取引は平成 16 年 2 月 27 日で終了となります。

昭和 48 年の上場以来、30 有余年にわたり当社に賜りましたあたたかいご支援、ご鞭撻に対し厚く御礼申し上げます。

敬具

当社の近況についてお知らせいたします。

当社は平成 14 年 4 月から 2 年計画で工場の統廃合など大胆な事業改革を実施し、新たな収益体質に脱皮しつつあります。最近の半期ベースの経常利益は大幅に改善いたしております。今後は非上場会社となりますが会社の経営基盤はなんら変化ありません。事業改革の効果で今まで以上の安定した収益体制を構築して参り、累積損失を 1 年でも早く解消し、株主の皆さまには配当ができるよう邁進して参ります。今期（16 年 3 月期）の経常利益は 220 百万円を見込んでおります。

株主の皆さまにおかれましては、今後も変わらぬご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

今後の当社株式の取扱い等につきましては次のとおりお知らせいたします。

このお知らせは、当社株式の名義書換代理人である中央三井信託銀行株式会社において作成した平成16年1月16日現在の株主名簿（但し、実質株主名簿は平成15年9月30日現在）に基づき、株主の皆さまにお送りいたしております。

1．平成16年3月1日からの当社株式の売買に関するお知らせ

当社の株券は名古屋証券取引所の「整理ポスト」の割り当て期間が平成16年2月29日に終了することにより平成16年3月1日からは名古屋証券取引所における売買はできません。

従って、当社の株式の売買は売り主、買い主の相対での売買が基本となります。

2．証券保管振替機構での取扱停止について

(1) 株券出庫のお願い

証券保管振替機構業務規程第12条（取扱株券等の廃止）の規定により、上場廃止後、当社の株券は「株券等の保管振替制度」による取扱いができなくなります。従いまして、同制度により取扱われている株券を保有されている株主の皆さまにおかれましては、お早めに株券の出庫手続きをお取りいただきますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問合せください。

(2) 名義書換のお願い

証券保管振替機構から出庫・返却された株券は、必ず株主さまご本人名義への名義書換をお願いいたします。名義書換をされない場合は、今後当社から株主の皆さまへご送付申しあげる「株主総会招集ご通知」等の各種書類がお手許に到着しないなど、株主の皆さまの権利行使に支障が生じるおそれがありますので、お早めに名義書換を行っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

当社株券の名義書換につきましては、当社の名義書換代理人にて受け付けております。詳細につきましては、当社の名義書換代理人である中央三井信託銀行株式会社にお問合せください。

名義書換代理人 〒105-8574 東京都港区芝三丁目3番1号
中央三井信託銀行株式会社

同事務取扱場所 〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号
中央三井信託銀行株式会社 名古屋支店 証券代行部
電話 052-262-1520 (代表)

同取次所 中央三井信託銀行株式会社 本店および全国各支店
日本証券代行株式会社 本店および全国各支店

3. 単元未満株式の買取請求について

1 単元 (1000 株) 未満の株式の買取請求につきましては、従来どおり、当社「株式取扱規則」に基づいてお取扱いいたします。

なお、上場廃止までの買取価格は原則としてご請求日における名古屋証券取引所の整理ポストにおける終値が適用されますが上場廃止後はこれによることができなくなります。

買取請求を希望される株主さまは、お早めに当社名義書換代理人宛お手続きをお願い申し上げます。

「単元未満株式」をご所有されているかどうかご不明の場合は、当社名義書換代理人までお問合せください。

以上